

容量市場に関する既存契約見直し指針（案）

1. 契約見直しの必要性

小売全面自由化以降の市場取引の拡大や、FIT 制度の開始等に伴う再エネの導入拡大による市場価格の低下によって、電源投資の回収予見性が低下している。今後、仮に電源投資が適切なタイミングで行われなかった場合、中長期的に供給力不足の問題が顕在化するとともに、需給が逼迫する期間にわたり、電気料金が高止まりする問題や、再エネ導入に必要な調整電源を確保できない問題等が生じると考えられる。

こうした問題に対応するため、①あらかじめ市場管理者である広域機関が需要のピーク時に電気を確実に供給できる能力（kW）を確保し、②実需給時の供給能力に応じて、発電事業者等に一定の費用を支払う容量市場が創設されることとなった。

あらかじめ市場管理者が確保する供給力については、容量市場において一括して確保されることとなる。そのための費用は、市場管理者から各小売事業者に対して、請求されることとなる。また、発電事業者等が期待容量¹に応じて容量市場に入札し落札され、かつ、所要のリクワイアメントを満たした場合には、市場管理者から、発電事業者等に対して支払いが行われることとなる。

容量市場の市場管理者から小売事業者への費用の請求は、当該小売事業者が発電事業者等と相対契約を結んでいるか否かにかかわらず行われることとなる。このため、小売事業者は相対契約による支出に加えて、容量市場への支出が追加的に発生することになる。また、発電事業者等は相対契約による収入に加えて、容量市場で落札すれば、収入を追加的に得ることができることとなる。

容量市場の導入は、供給力不足、電気料金の高止まり、調整電源を確保できない等の問題に対応するため行われるものであり、既存の相対契約については、制度導入趣旨を踏まえ、容量市場の容量契約が発効（2020 年度中に取引開始、2024 年度中に最初の容量契約発効）されるまでに適切に見直される必要がある。

2. 基本的な考え方

容量市場において取引される kW 価値² に対する対価を含む既存の相対契約

¹ 期待容量は、電源等の設備容量に調整係数を乗じることにより、算定される。

² ここでの kW 価値は、電源等が必要時において予め期待された電力を発電し受電できる価値を言うものであり、典型的には受電電力量にかかわらず固定的に支払う費用（維持管理費等）が kW 価値に対する対価と考えられる。ただし、従量価格のみの契約等もあり、この限りではない。

(以下、「既存契約」という。)については、容量市場導入後も現行の既存契約を継続した場合、状況によっては、発電事業者等は容量市場と既存契約のそれぞれから同一のkW 価値に対して二重の収入を得ることになり、小売事業者は、容量市場と既存契約のそれぞれにおいて同一のkW 価値に対して二重の負担を負うこととなる。既存契約に基づく当該kW 価値に係る発電事業者等の収入、小売事業者の負担の重複が解消されるよう、こうした既存契約については、適切な契約内容の見直しを行うことが必要となる。なお、既存契約の中にkW 価値が含まれていない契約や、一部しかkW 価値が含まれていない契約、kW 価値が含まれているか明確ではない契約、または、容量市場の導入を予め見据えて見直しを行った契約等については、本指針によることが必ずしも適当というものではない。

具体的には、容量市場創設の趣旨を踏まえ、原則として容量契約の発効前に以下の内容の措置を講ずることが望ましい。

- 発電事業者等は、相対契約の対象となる全てのkW 価値に対応する容量を容量市場に入札する。
- 容量市場に入札して落札された容量(kW 価値)について、発電事業者等が容量市場から収入を得ており、既存相対契約においてkW 価値に係る費用が全て支払われている場合は、既存契約を見直して、相対契約に基づく取引価格から容量市場から得られる収入額を差し引いた上で、発電事業者等が差額分を受け取る³等の精算が行われるよう、当事者間で協議の上、既存契約の見直しを行う。

3. 発電事業者等の容量市場からの受取額が減少する場合の取扱い

何らかの理由によって、発電事業者等が容量市場から得られる収入額が、相対契約の対象とするkW 価値に、容量オークションの約定価格を乗じたものよりも減少することが考えられる。こうした場合には、容量市場から得られる収入額の減少分を発電事業者等と小売事業者のいずれが負担することになるのか、契約上、整理が必要と考えられる。

【発電事業者等の容量市場から得られる収入額が減少する例⁴】

³ 容量市場で電源等が落札された場合、発電事業者等は容量市場から一定の収入を得ることが可能であるが、既存契約において固定費の全額回収を担保していない場合は、差し引かれる収入額について協議が必要。

⁴ 上記に例示しているもの以外に、経過措置期間中であり既設電源の容量市場からの受取額が減額される場合も、発電事業者等が容量市場から得られる収入額が減少するが、容量市場における経過措置は、小売事業者の競争環境の激変緩和を図るために、一定の年限を区切って、既設電源(経過措置対象電源)に対して支払い額の減額措置を講じるものであ

- ① 相対契約の対象とする kW 価値が容量市場で落札されない場合
(発電事業者等が容量市場に対して相対契約の対象とする kW 価値の入札を行わなかった、相対契約の対象とする kW 価値が容量市場で落札されなかった、発電事業者等が容量市場への参加資格を満たさなかった等)
- ② ペナルティが発生し、発電事業者等が受け取る収入額が減額された場合

既存契約の見直しを行うにあたっては、事業者間において誠実に協議を行い、決定することが基本となる。その際、こうした容量市場から得られる収入額の減少分の扱いについては、収入額の減少が生じた事由ごとに、

- イ) 発電事業者等の収入額変更の原因や背景⁵
- ロ) 契約締結時における料金やリスク負担の考え方⁶
- ハ) いずれか一方に著しい負担が発生しないか

といった観点から検討を行いつつ、協議を行うことが適切と考えられる。

4. 既存契約の見直しに関連する紛争解決の利用

容量市場に関する取引は広域機関が定めたルールに基づいて行われるが、既存契約は電力の取引に係る契約等に該当するものと整理されることから、当該契約の見直しに係る紛争（既存契約の見直しについて協議を開始できない／見直しについての協議がまとまらない等）の解決制度として、電力・ガス取引監視等委員会におけるあっせん及び仲裁手続を利用することができる。

り、経過措置による減額後の収入を容量市場から得られる収入とすることが適切と考えられる。

⁵ 発電事業者等の容量市場からの受取額減少の発生原因・背景等としては、それぞれの発生事由について、以下が考えられる。

- ①相対契約で kW 価値に係る費用が全額支払われている電源は、容量市場では競争力の高い（落札しやすい）電源となると考えられる。
- ②ペナルティについては、容量市場で調達した容量が適切に機能することを実効化するために導入されるものである。ペナルティは様々な発生原因が考えられるため、ペナルティの発生原因を踏まえて、対応を検討することが求められる。

⁶ 既存の相対契約に記載されているリスク負担の考え方、制度変更に関する考え方等を踏まえて契約内容を見直すことが望ましい。

【電力・ガス取引監視等委員会と広域機関の紛争解決制度の役割分担】

